



JICA事業への協力活動の概要

1. 事前調査及び終了時評価調査団等への参加
2. 現地への長期専門家の派遣
3. 本邦研修
4. 現地セミナーへの短期専門家の派遣
5. 日本側作業部会等への参画
6. 対処方針会議等への参画

主な支援対象国

(市場経済化関連諸法比較研究)

カザフスタン



タジキスタン



ウズベキスタン



キルギス



ネパール



(民法起草・
刑事法比較研究)

ラオス

(人材育成・
専門書開発)



中国(民事訴訟法等起草)



ベトナム(民法・民訴・
行訴・刑訴等起草、
法曹人材強化等)



カンボジア(民法・民訴法等起草
裁判官・検察官民事教育)

インドネシア
(調停制度)



東ティモール
(法案起草能力強化)



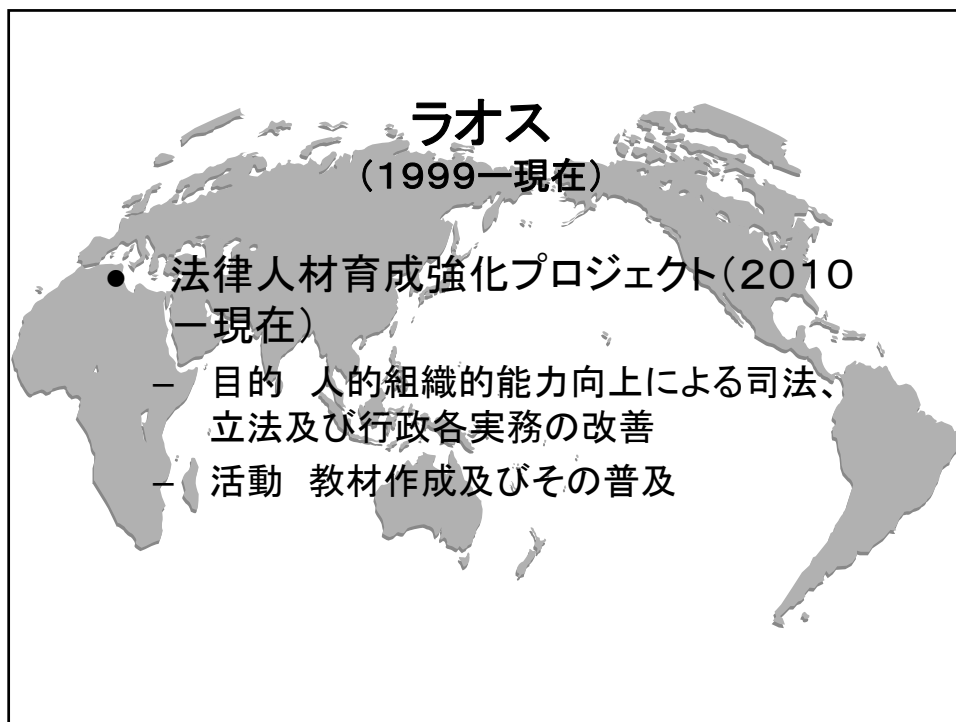
ベトナム (1994－現在)

- 法令起草支援
 - － 新民法・知的財産法・民事訴訟法・破産法・民事判決執行法・不動産登記法・担保取引登録法・国家賠償法・改正刑事訴訟法・行政訴訟法・改正民事訴訟法
- 制度整備・人材育成支援
 - － 判例制度研究
 - － 判決書改善
 - － 検察官執務マニュアル
 - － 国家司法学院カリキュラム・教科書
 - － ベトナム国家大学法学部日本法講座
 - － パイロット地区(バクニン省)裁判実務改善



カンボジア (1996－現在)

- 民事訴訟法起草支援
- 民法起草支援
- 関連法令起草支援
- 王立裁判官・検察官養成校におけるカリキュラム作成や教官育成支援など



ラオス
(1999—現在)

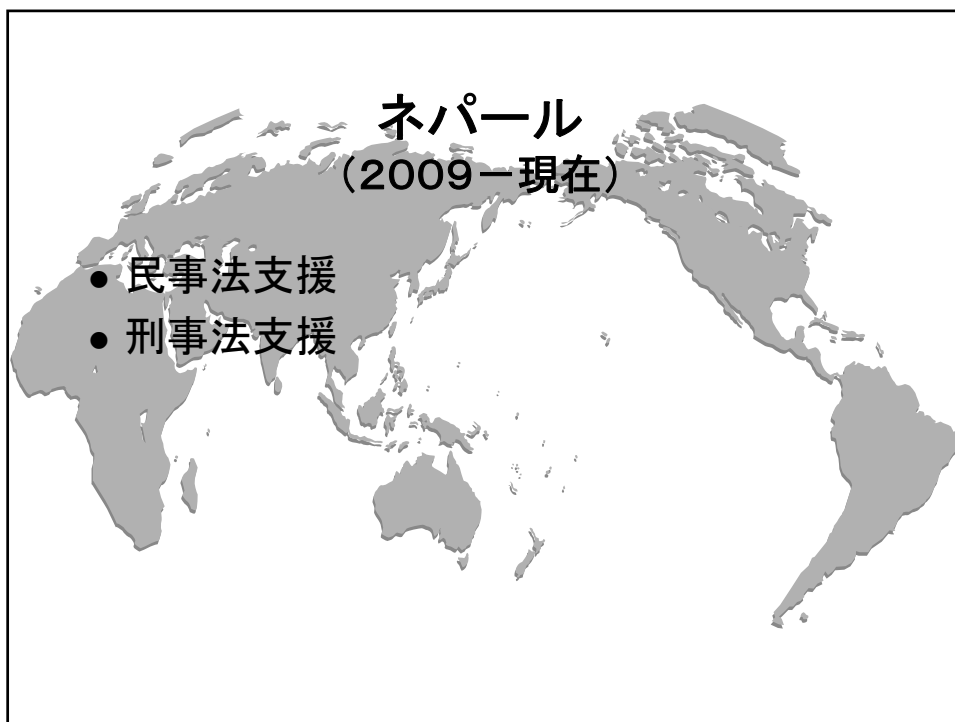
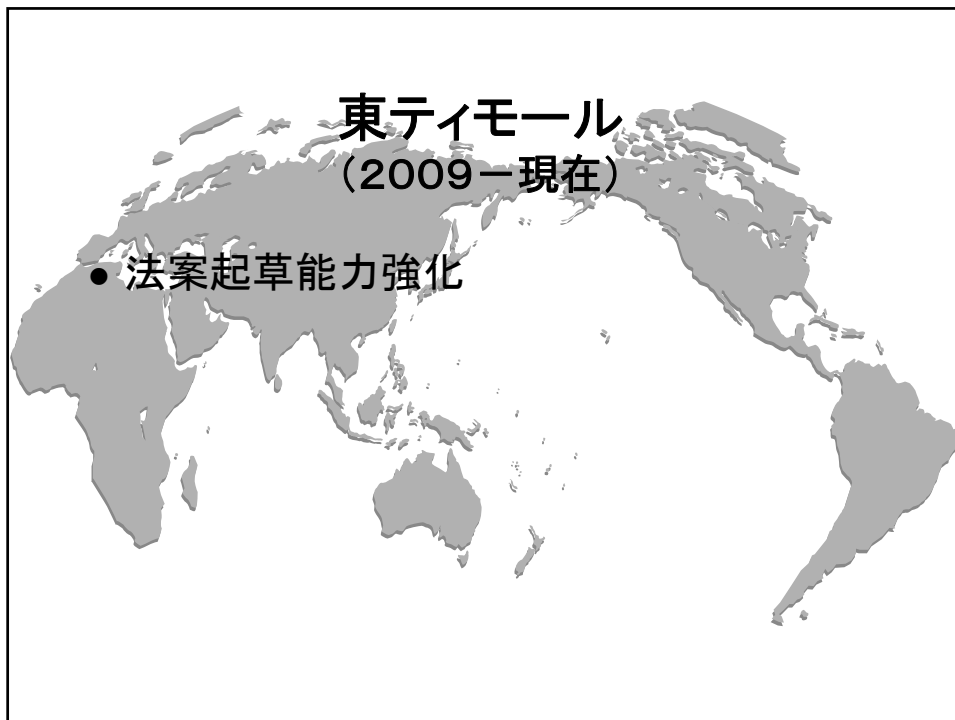
- 法律人材育成強化プロジェクト(2010—現在)
 - 目的 人的組織的能力向上による司法、立法及び行政各実務の改善
 - 活動 教材作成及びその普及



中央アジア
(2002—現在)

- 倒産法注釈書作成支援
- 中央アジア比較法制研究セミナー開催





法務省独自の活動

- アジア諸国との司法協力活動
- 調査研究その他の活動

司法協力活動

- 日韓パートナーシップ研修
- 日中民商事法セミナー
- ベトナム司法制度共同研究

調査研究その他の活動

- アジア・太平洋諸国の法制度に関する研究会
- 国際協力人材育成研修
- インターンシップ研修

ご静聴ありがとうございました。

法務総合研究所
国際協力部
松原禎夫

法整備支援の評価について —有効性とインパクト—

法整備支援連絡会用資料
2011年1月21日
神戸大学 金子 由芳
ykaneko@kobe-u.ac.jp

立案・評価の基本構造

目標	評価	外生条件
究極目標	インパクト評価	...
プロジェクト目標	有効性評価 (アウトプット⇔アウトカム)	...
アウトプット	効率性評価 (インプット⇔アウトプット)	...
インプット		...

2

法整備支援における評価の論点

- 個々のアウトプットの効率性評価のための指標?...否
- プロジェクトの立案・再修正のためのサイクル・マネジメント
→法体系の一個性・一律執行性から、一般事業に比して必須
- 事前評価～目標→手段たる法制度の基本設計・詳細設計
- 中間評価～有効性評価による早期問題発見・修正
(=法整備支援実務のまさに本体)
- 事後評価～インパクト評価(=次段階への事前評価)
- 演繹的なログ・フレームによる立案・評価になじまないとする
見解 →法整備支援の濫用・政治化の危険

3

法整備支援の評価実態

- 各種ドナーの評価報告書の実態
 - 通常はプロジェクト毎のアウトプットの「妥当性」「効率性」の結果評価止まり
 - アウトカム・レベルの「有効性」評価は将来課題とされる
 - 立案・再修正サイクルとしての評価はなされていない
- 立案時のログ・フレームの実態
 - 究極目標→基本設計(アウトカム)の演繹的關係不明。詳細設計(アウトプット)先ありき
 - ドナー間協調によるリザルツ・フレームワーク構想の頓挫
 - 支援領域の棲分け(世銀・米:商事、仏・伊:刑事、英・独:平和、北欧:人権、韓:ODA関連...)
 - 日本:要請主義の重視ゆえ、ドナー間の軋轢に遭遇
- 制度指標(ex. 移行指標、ガバナンス指標、法の支配指標、民主化指標、ROSC...)
 - 目標と手段との因果關係の距離を埋める「有効性」の正当化用具
 - (究極目標 ⇔ 制度指標 ⇔ アウトプット)
 - 究極目標と制度指標との因果關係は未確立。またデータの由来等の方法的問題多
 - 制度指標は、アウトカムやその有効性評価に代わって代替し得ない

4

評価の課題：アウトカムの明示

- 究極目標（インパクト）からの演繹：開発とは？
→開発規範の多様化：経済成長、貧困削減、エンパワメント、安全保障...
→各種ドナーのログフレームは単に併記 →プロジェクト目標の拡散（ex. 商事利益優先の民商法と、弱者配慮の人権法が二元化。本来は民商法自体で経済開発と生活保障を同時追求しうるはず）
- 開発理念を同時追求しうるアウトカムの抽出ー日本の場合
PDMでは見えない ←国益追求との誤解
支援事例から読みとられる暗黙のアウトカム：法の自立性と発展性
 - 法の自立性・統一性
 - ・法典起草支援を通じた実定法の体系化
 - ・司法支援で「裁判の独立」追求（要件事実、判決書マニュアル、判例システム...）
 - 法の自立性のなかでの法の発展性
 - ・法解釈訓練
 - ・司法型ADR（>専門家型商事ADR、コミュニティADR）

5

アウトカムを基準とする 有効性評価・インパクト評価の手法

有効性評価とは：アウトプットのアウトカム適合性

- (i) アウトプットの比較法的理解
- (ii) アウトカムとの照合（法の自立性と発展性）

インパクト評価とは：アウトカムの動態のアウトカム適合性：

- (i) 基点の確認：アウトプットの比較法的理解
- (ii) 基点からの変化：法動態の法社会学的観察
- (iii) 政策志向の分析：観察結果とアウトカムとの照合

6

アウトカムに沿った有効性評価 —ベトナム民事訴訟法支援の例—

- 経緯：米越通商協定で私的自治型の手続法要求。後見的な社会主義モデルとの狭間で悩むベトナム。
- 日本支援のインプット：法典起草支援と並行し、法典の要件事実に沿った当事者主義(主張・立証責任)を解説。同時に裁判官の後見的役割(釈明等)をも解説。
- ベトナム法のアウトプット：要件事実の主張責任や、裁判官の釈明規定を全削除。職権探知への協力義務違反の罰則強化等。
- 有効性評価：アウトプット・レベルの効率性評価では否定的面も？
しかしアウトカム・レベルの有効性評価では肯定的評価可能(要件事実に沿った裁判という「法の自立性」の厳しさを理解したからこそ、ベトナム側は当面は旧来型和解的訴訟に拘泥した?)
→次段階：予測可能性の裁判+柔軟な調停への二分化示唆か

7

アウトカムに沿った有効性評価 —ラオス判決書マニュアル支援の例—

- 経緯：各種ドナーの持ち込む単行法が乱立し、法典整備は後回し。統合的な規範適用に悩む司法現場。
- 日本支援のインプット：法文の要件事実に沿った事実認定・法適用の詳述を促し、また法文の不明箇所を埋める判例法の育成・参照を促す「判決書マニュアル」。
- ラオス側のアウトプット：「判決書マニュアル」を裁判官研修の柱として積極的に活用。
- 有効性評価：アウトプット・レベルの効率性評価では成功。しかし、アウトカム・レベルの有効性評価では、さらなる検証を要す(実際の裁判の判決書において、要件事実に沿った事実認定・規範明示が進んだか。それを通じて規範の予測可能性を高め、外部圧力を廃する「裁判の独立」ひいては「法の自立性」が進んだか。判例法の形成や慣習法の取込み、ひいては「法の発展性」をもたらしつつあるか)→法曹訓練の質的修正へ。

アウトカムに沿った有効性評価 —インドネシア和解調停支援の例—

- **経緯**: 植民地由来の法典の現代化は止まり、行政法規や欧米ドナーの持込む単行法が乱立。地方分権化で条例が乱立。司法多元主義で慣習法も残り、規範衝突の結論は不明。
- **日本支援のインプット**: 裁判不信を代替する調停前置主義の改革要請。だが日本支援は裁判過程の改革というべき「裁判上の和解」促進へと向かった。
- **インドネシア側のアウトプット**: 「裁判上の和解」を促進する規則改正成立。実施は、普通裁判所で不振、宗教裁判所で歓迎。
- **有効性評価**: アウトプット・レベルの効率性評価は一勝一敗。アウトカム・レベルの有効性評価は、裁判・和解・司法調停・民間調停の相互関係を鳥瞰する視座を。(実定法に固執し慣習法排斥的な普通裁判所は、「法の自立性」に忠実であるように見えて、実定法・慣習法の接点での「法の発展性」を阻害し、法の体系化を阻んできたのではないか。日本支援はその問題構造を有効に揺さぶりつつあるのではないか)

9

法整備支援活動年表(法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2011/1/18 現在

年度	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	中国関係	その他の国・地域	その他	
1992	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請								
1993	・森島昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介								
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始(年1回)	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催					・森島昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言		
1995	・上記本邦研修継続 ・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)							
1996	・上記本邦研修継続 ・法整備支援フェーズ1開始(1996年12月～1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣	・上記本邦研修継続					・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・財団法人国際民法センター(ICOLL)設立 ・ICOLLが日中民法法セミナー開始(年1回) ・ICOLLが国際民法法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)	
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回)	・上記本邦研修継続						・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・国際民法法シンポジウム(創設法制)開催(法総研、ICOLL、アジア太平洋政治法研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)	
1998	・前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始	・経済法研(日本インドネシア科学技術フォーラム(JIF)からの研修実施依頼に基づくもの。参加者は、裁判官、検事、法務人権省職員、弁護士)を実施			・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期専門家は司法書士他)	・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・国際民法法シンポジウム(企業債・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)	
1999	・前年と同様 ・ハノイにて日越民法法セミナー開催(その他備参照) ・法整備支援フェーズ2開始(1999年12月～2002年11月) ・ベトナム民法改正共同研究法令典編纂作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名(業務調整員)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相次ぎ開催	・前年と同様				・前年と同様(モンゴル) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心)	・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・ICOLLがハノイにて、日越民法法セミナー開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)	
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修(年2回) 現地セミナー(年8回) ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名(検事、裁判官、弁護士各1名)派遣 ・民法改正共同研究会開始	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣、日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・日弁連が司法調査団を派遣	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催	・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催			・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)	・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・法整備支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2001	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修2名(検事、弁護士各1名)派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA小規模開発パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催 (なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 ・セミナーを民法法セミナーと刑事法セミナーの2回開催とする とともに、民法法セミナーをシリーズ化	・JICA調査団派遣	・JICA調査団派遣			・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本の司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第3回)	・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転 ・ADB会議(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民法法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名(裁判官)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続(2003年3月まで) ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フンセン首相が演説) ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)開始(3年間) ・本邦研修を実施(起草支援、立法化支援)	・ラオス司法省等に長期専門家を派遣(合計11名を派遣(法務省)) ・第2回民法法セミナーを開催 ・本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 ・国会向けセミナー及び民法改正セミナーを加え、現地セミナーを4回に増加	・本邦研修を実施(年1回) ・JICAが弁護士を企画調査員として長期派遣(1年間) ・日本・インドネシアADR比較研究会セミナー(本邦研修)を実施	・本邦研修を実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法務省を招いてシンポジウムを開催 ・タシケント法科大学に専門家1名を派遣(名古屋大学) ・JICA調査団派遣 ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地調査を実施(日弁連) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)		・名古屋大学がモンゴルに本邦研修を実施 ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第4回)	・法総研・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・日本貿易振興会アジア経済研究所(IDE・JETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催(第4回) ・アジア知的財産法シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ)	
2003	・法整備支援フェーズ3開始(2003年7月～2006年6月) ・民法改正共同研究会継続 ・民事訴訟法共同研究会開始 ・法曹養成共同研究会開始 ・司法官職業養成校(JICA短期専門家を派遣(法務省)) ・判決書・判例整備共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名(検事)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成) ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修実施(立法化支援) ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職業養成校(JICA短期専門家を派遣(法務省)) ・附屬法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・司法官・長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・日弁連・JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するOP研修実施 ・司法官職業養成校(JICA短期専門家を派遣(法務省)) ・本邦研修実施(2月)民法・民訴法	・JICAプロジェクト開始(2005年5月まで予定) ・法令データベース作成 ・法令集出版支援 ・教科書及び辞書作成支援 ・検察マニュアル作成支援 ・ラオス司法省等に長期専門家を派遣(司法アドバイザー)11名を派遣(法務省) ・本邦研修は年2回、そのうち1回は教科書作成支援に特化	・本邦研修を実施(年1回) ・JICAが弁護士を企画調査員として長期派遣(1年間) ・日本・インドネシアADR比較研究会セミナー(本邦研修)を実施	・JICA調査団派遣 ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・専門家1名を派遣(北海道大学) ・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウムを開催 ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学)		・モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士) ・インフラからJICAに対して法整備支援要請 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第5回)	・法総研・ICOLL・JETROが日中民法法セミナー開催 ・法総研・ICOLLが日韓知的財産権法シンポジウム開催(東京、大阪) ・法整備支援連絡会開催(第5回) ・法総研・ICOLL・JETROが国際民法法シンポジウム開催 ・専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナーを開催 ・法総研・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・法総研・ICOLLが日中知的財産権法シンポジウムを開催(東京、大阪) ・名古屋大学がアジア法整備支援・学会会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第6回) ・国際民法法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例) ・民事訴訟法成立(6月15日) ・改正破産法成立(6月15日) ・本邦研修実施(1月、2月) (法曹養成、民法改正共同研究)	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始(2007年4月まで) 立法化支援 附屬法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 司法官・長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 日弁連・JICA開発パートナー事業を継続 法曹養成に関するOP研修実施 司法官職業養成校(JICA短期専門家を派遣(法務省)) 本邦研修実施(2月)民法・民訴法	・JICAプロジェクト継続 ・司法省に長期専門家2名を派遣(上記1名に加えて日弁連から1名) ・本邦研修実施(年2回) (判決書マニュアル・検察官作成支援) ・現地セミナーを開催(判決書マニュアル)	・本邦研修を実施(年1回) ・インドネシア競争政策、規制緩和研修プロジェクト開始(公正取引委員会、2006年7月まで) ・JICAが企画調査員1名を派遣	・JICA調査団派遣 ・M/M締結(創設法注釈書支援) ・本邦研修を実施(創設法注釈書) ・民法法典起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナーを開催(法務省)	・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始	・モンゴル法務省内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) ・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始 ・名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開始 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第6回)	・法総研・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・法総研・ICOLLが日中知的財産権法シンポジウムを開催(東京、大阪) ・法整備支援連絡会開催(第6回) ・国際民法法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	

法整備支援活動年表(法務総合研究所が把握しているものを中心)

2011/1/18 現在

年度	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	中国関係	その他の国・地域	その他
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援フェーズ3継続 ・長期専門家1名(裁判官)派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催(判決書・判例、判決執行法、法曹養成) ・改正民法成立(6月14日) ・本邦研修実施(9月、2月) ・(判決書標準化、法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 ・立法化支援 ・附屬法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・現地セミナーを開催(模擬裁判) ・本邦研修実施(2月) ・(民法、民法訴訟) ・法曹養成研究会発足 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始(2008年3月まで) ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) ・本邦研修実施(10月)(法曹養成) ・日弁連の弁護士司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)が終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAプロジェクト継続 ・司法省に長期専門家2名を派遣 ・(法務省、日弁連) ・本邦研修実施(年2回) ・(民法、民法訴訟) ・(民法、民法訴訟) ・現地セミナーを開催(民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル) ・検察マニュアル及び判決書マニュアル完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修を実施(年1回) ・アチェに対するADR現地セミナー実施(JICA・日弁連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修を実施(5月、11月) ・(創設法注釈書) ・短期専門家派遣(9月、3月) ・(法務省、大阪大学等) ・創設法注釈書プロジェクト開始(法務省、2007年9月まで) ・創設法注釈書プロジェクト開始(名古大等、2008年まで) ・(中小企業振興、担保法制改革、法令データベース) ・ウズベキスタン司法省に長期専門家1名派遣(名古屋大学) ・タシケント法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAプロジェクト継続 ・司法省に長期専門家2名を派遣 ・(法務省、日弁連) ・本邦研修実施(年2回) ・(民法、民法訴訟) ・現地セミナーを開催(民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル) ・検察マニュアル及び判決書マニュアル完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モントリオール) ・モンゴルの土法地制に関する法社会学的研究プロジェクト開始(名古屋大学) ・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第7回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICOLC・JETROが日中民事訴訟セミナーを開催 ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第7回) ・国際民事訴訟法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・法総研・ICOLC・JETROが「国際民事訴訟法シンポジウム」(国際社会法シンポジウム)開催
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 ・長期専門家1名(業務調整員)派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催(判決書・判例) ・日越司法制度研修及び共同研究実施(10月、判決書・判例、最高人民裁判所が4名招へい) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 ・立法化支援 ・附屬法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・民事訴訟法成立(7月6日公布) ・短期専門家派遣(8月) ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定(2008年4月まで) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・法曹養成研究会継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) ・現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー) ・JICA-Netセミナーを開催(4月、12月) ・本邦研修実施(12月)(法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 ・現地に普及セミナー実施 ・(判決書マニュアル、検察マニュアル、民法教科書) ・本邦研修実施(11月) ・(プロジェクト総括と成果物普及、新司法改革マスタープランの内容) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アチェに対するADR遠隔セミナー(全5回)実施(JICA・日弁連) ・本邦研修を実施(7月) ・JICA調査員派遣、M/M締結(9月) ・JICA和解、調停制度強化支援プロジェクト開始、長期専門家1名派遣(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・創設法注釈書プロジェクト継続(法務省、2007年9月まで) ・創設法注釈書プロジェクト、長期専門家1名派遣(法務省、2007年9月まで) ・本邦研修を実施(5月、8月、9月、11月) ・(創設法注釈書) ・短期専門家派遣(6月、2月) ・(法務省、弁護士) ・創設法注釈書(ロシア語版)発刊(3月) ・ウズベキスタン司法省に長期専門家1名追加派遣(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査員派遣(6月) ・JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D締結(11月) ・本邦研修実施(11月) ・国内研究会を設置(11月) ・現地セミナーを実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第8回) ・モンゴル弁護士会強化プロジェクトに長期派遣専門家派遣(日弁連) ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICOLCが日中民事訴訟セミナーを開催 ・名古屋大学が「法整備支援戦略」の研究全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第8回) ・国際民事訴訟法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・法総研・ICOLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・「中央アジア比較法制研究セミナー」(ロシア連合委員会設置)
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4月～2011年3月) ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) ・現地セミナーを開催(9月、附屬法令) ・本邦研修実施(11月、民法起草) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 ・立法化支援 ・附屬法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続・カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・民事訴訟法適用(7月) ・民法公布(12月) ・遠隔セミナーを開催(8月：民法訴訟) ・現地セミナーを開催(11月：民法訴訟) ・JICA調査員派遣 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・法曹養成研究会継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) ・JICA-Netセミナーを開催(5月、9月) ・本邦研修実施(7月、法曹養成、民法訴訟) ・現地セミナーを開催(11月：民法、12月：民事模擬裁判) ・JICA調査員派遣 ・JICA弁護士司法支援プロジェクト開始(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年5月末プロジェクト延長期間終了 ・フォローアップ ・現地各OPによる普及ワークショップ ・(プロジェクト総括と成果物普及、新司法改革マスタープランの内容) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内アドバイザーグループを設置(6月) ・現地セミナーを開催(8月) ・本邦研修を実施(10月) ・現地セミナーを開催(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に法注釈書発刊プレゼンテーションを開催(6月) ・現地に法注釈書セミナーを開催(7月、12月) ・注釈書活用促進に向けたワークショップを開催(9月) ・注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊(9月) ・創設法注釈書プロジェクト終了(9月) ・注釈書(英語版)発刊(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査員派遣(6月) ・JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D締結(11月) ・本邦研修実施(11月) ・国内研究会を設置(11月) ・現地セミナーを実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第9回) ・法整備支援連絡会開催(第9回) ・国際民事訴訟法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・法総研・ICOLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・「中央アジア比較法制研究セミナー」(ロシア連合委員会設置) 	
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施(8月、不動産登記) ・裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策、3月、刑訴訟改正) ・民事判決執行法成立(11月14日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始 ・附屬法令起草支援 ・民法、民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・現地セミナーを開催(12月：民法関係) ・現地セミナーを開催(12月：民法) ・本邦研修実施(2月：不動産登記法) ・JICA調査員派遣 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始 ・法曹養成アドバイザーグループ開始 ・裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) ・JICA-Netセミナーを開催(9月) ・本邦研修実施(10月、3月) ・現地セミナーを開催(12月、2月) ・JICA弁護士司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施(9月、11月、12月) ・現地調査(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内アドバイザーグループを会を継続 ・第2回本邦研修を実施(7月) ・インドネシア改正最高裁判所規則(PMA)2008年1版(最新)所が行う和解、調停手続に関する規則が施行(7月) ・現地セミナーを開催(11月) ・JICA-インドネシア「和解、調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト終了(名古屋大学)(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAが弁護士を長期専門家として派遣(2年) ・本邦研修実施(5月、11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第10回) ・モンゴル刑法比較法研究現地セミナー(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICOLCが日中民事訴訟セミナーを開催 ・名古屋大学が「法整備支援戦略」の研究全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第10回) ・法総研・ICOLC・JETROが「国際民事訴訟法シンポジウム」(アジア株主代表訴訟セミナー)を開催 ・「中央アジア比較法制研究セミナー」(ロシア連合委員会設置)
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施(8月、不動産登記) ・担保取引登録法起草、12月、改正刑事訴訟法起草、民事判決執行法運用指導、2月行政訴訟法起草) ・国際債法成立(6月) ・現地セミナーを開催(行政訴訟法、弁護士連合会の組織、運営方法等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 ・附屬法令起草支援 ・民法、民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・現地セミナーを開催(12月：民法関係) ・現地セミナーを開催(12月：民法) ・本邦研修実施(2月：不動産登記法) ・JICA調査員派遣 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・法曹養成アドバイザーグループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続(うち1名は法務省) ・JICA-Netセミナーを開催(5月) ・本邦研修実施(10月、11月) ・現地セミナーを開催(6月、8月、12月) ・JICA弁護士司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施 ・(5月、6月、11月、2月) ・現地調査(5月、9月、3月) ・現地セミナー(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内アドバイザーグループを会を継続 ・現地調査を実施(9月) ・JICA-インドネシア「和解、調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣(11月) ・インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会(2010年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)協力準備調査団の派遣(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国現地セミナー開催(5月、7月、3月) ・中国国際私法、国際民事訴訟法講演会(清華大学)開催(11月) ・本邦研修実施(11月) ・権利侵害責任法成立(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東・東ティモール法家作成能力向上研修実施 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第11回) ・モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査員派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル3周年記念行事開催) ・モンゴル調停制度強化プロジェクト開始(2010年1月～2012年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略」の研究全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第11回) ・法総研・ICOLC・JETROが日中民事訴訟セミナーを開催 ・法総研・ICOLC・JETROが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・「中央アジア比較法制研究セミナー」(ロシア連合委員会設置)
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究(6月) ・現地セミナーを開催(9月) ・司法省次官招へい(10月) ・本邦研修実施(11月、戸籍法起草) ・12月改正刑事訴訟法起草、1月改正民事訴訟法起草) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 ・附屬法令起草支援 ・民法、民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・JICA-Netセミナーを開催(12月：法人登記) ・本邦研修実施(2月：不動産登記) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・法曹養成アドバイザーグループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続、新たに1名を派遣(うち2名は法務省) ・JICA-Netセミナーを開催(5月) ・本邦研修実施(10月、11月) ・現地セミナーを開催(6月、8月、12月) ・JICA弁護士司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で実施(5月、6月、11月、2月) ・現地調査(5月、9月、3月) ・現地セミナー(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内アドバイザーグループを会を継続 ・現地調査を実施(9月) ・JICA-インドネシア「和解、調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣(11月) ・インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会(2010年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)協力準備調査団の派遣(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国現地セミナー開催(5月、7月、3月) ・中国国際私法、国際民事訴訟法講演会(清華大学)開催(11月) ・本邦研修実施(11月) ・権利侵害責任法成立(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東・東ティモール法家作成能力向上研修実施 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第11回) ・モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査員派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル3周年記念行事開催) ・モンゴル調停制度強化プロジェクト開始(2010年1月～2012年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略」の研究全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第11回) ・法総研・ICOLC・JETROが日中民事訴訟セミナーを開催 ・法総研・ICOLC・JETROが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・「中央アジア比較法制研究セミナー」(ロシア連合委員会設置)